

「建築物石綿含有建材調査者講習」

修了考査 【V】

試験年月日 年 月 日 実施

受講番号		氏名	
------	--	----	--

- 1.指示があるまで、問題は見ないでください。
- 2.合格点は、正解が各科目40%以上、かつ全科目で60%以上です。
- 3.試験時間は90分です。
- 4.不正行為が発覚した場合は、直ちに退席いただき、不合格といたします。

得 点

建築物石綿含有建材調査に関する 基礎知識 1	点
建築物石綿含有建材調査に関する 基礎知識 2	点
石綿含有建材の建築図面調査	点
目視調査の実際と留意点	点
建築物石綿含有建材調査報告書の 作成	点
合 計	点

事務管理者	採点担当者

【 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1 】

問1 「建築物石綿含有調査」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合も、石綿含有建材がない旨の建物調査報告書を作成し、建築物の所有者等で調査を依頼した者に提出する。
- 2 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」の2種類で、「維持管理のための建築物調査」は含まれていない。
- 3 1975（昭和50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
- 4 事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後、1年間保存しなければならない。

問2 「建築物石綿含有調査」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が100m²以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。
- 2 2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- 3 現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。
- 4 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。

問3 「石綿の定義、種類、特性」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。
- 2 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
- 3 アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。
- 4 角閃石群に分類されるウインチャイト、リハイトの2鉱物を含むバーミキュライトが原因とされる石綿肺の発症がアメリカで報告されているが、日本では建材中に存在が確認された報告はない。

問4 「石綿の定義、種類、特性」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿の特性として、引張りには弱いですが、摩擦・摩耗には強い点がある。
- 2 石綿の特性として、電気を通しにくいですが、細菌・湿気に弱い点がある。
- 3 レベル1の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。
- 4 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には、保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突断熱材も含まれる。

問5 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.喉頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.細気管支」→「6.肺胞」である。
- 2 石綿ばく露と喫煙が重なっても、肺がん発症リスクはさほど変化しない。
- 3 中皮腫とは、腹膜のみに発生する悪性腫瘍をいう。
- 4 非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。

【 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 】

問1 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体、改修等が対象となる。
- 2 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当しない。
- 3 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられているが、自主施工者に対しては義務付けられていない。
- 4 解体等工事が平成18（2006）年9月1日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合でも、特定建築材料の有無の目視調査は必要である。

問2 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が50万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- 2 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、発注者又は自主施工者である。
- 3 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿（石綿0.1重量パーセントを超えるもの）の使用禁止及び建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時に除去等を義務付けているが、吹付けロックウール（石綿0.1重量パーセントを超えるもの）は適用されない。
- 4 建築基準法では、建築物等の増改築時には、吹付け石綿および石綿含有吹付けロックウールを全て除去することが義務付けられており、例外の適用はない。

問3 「リスク・コミュニケーション」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- 2 リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることは重要ではない。
- 3 リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
- 4 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションのガイドラインは公表されていない。

問4 「石綿含有建材調査者」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
- 2 石綿は建築物以外では、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物のみに多く使用されてきたが、機械・工具の類には使用されていない。
- 3 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であっても、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する必要はない。
- 4 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に関する機密保持義務がある。

問5 「事前調査の具体的手順の例」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してもよい。
- 2 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、目視調査のための事前準備を行う。
- 3 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で必ず試料採取・分析を行い、判定しなければならない。
- 4 目視調査においては、「石綿無含有」とみなすこともできる。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問1 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- 2 建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- 3 建築基準法では、建築物の利用者、人口密度に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- 4 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が2階にないものは耐火建築物としなければならない。

問2 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法において「柱及び構造上重要ではない間柱、附け柱」は、建築物の主要構造部である。
- 2 建築基準法において「屋根（構造上重要ではないひさしを除く）」は、建築物の主要構造部である。
- 3 建築基準法において「階段及び構造上重要ではない局部的な小階段、屋外階段」は、建築物の主要構造部である。
- 4 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線より1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内の距離にある建物の部分をいう。

問3 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能は同一である。
- 2 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火及び自燃しない性能をいう。
- 3 建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
- 4 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3時間」である。

問4 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- 2 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- 3 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。
- 4 建築基準法施行令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

問5 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- 2 難燃材料とは、5.5mm以上難熱合板、7mm以上せっこうボードで、10分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。
- 3 建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み30cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- 4 S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部のうち壁、柱の2点について耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問6 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれない。
- 2 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第二種」を使用することが多くみられる。
- 3 レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合は、所定の厚さ以上の鉄板やステンレス板により製作することが法で定められており、耐火被覆は必要ない。
- 4 空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、ファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿は施工されていない。

問7 「建築設備」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け工法のみである。
- 2 スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当せず、飛散性は無い。
- 3 石綿含有吹き付けパーライトは、耐火構造認定（旧：指定）を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。
- 4 石綿含有吹き付けロックウール（湿式）は比重が小さく柔らかいので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹き付け石綿に使用されていると推測できる。

問8 「石綿含有建材」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「バーミキュライト」と「水」である。
- 2 石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹き付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「バーミキュライト」と「水」である。
- 3 耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹き付けロックウールの半乾式吹き付けの比重は、0.4～0.6(個別認定による)である。
- 4 柱、はりの耐火被覆及び耐火間仕切り壁に用いられる石綿含有吹き付けロックウールの湿式吹き付けの比重は、0.4～0.6(個別認定による)である。

問9 「石綿含有建材」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 レベル3の石綿含有建材においても、石綿則や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの対象となる。
- 2 レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- 3 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- 4 レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも非常に少ない。

問10 「石綿含有建材」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
- 2 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
- 3 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
- 4 石綿含有パーライト板は、主に、一般住宅の軒天井材に使用されている。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問11 「石綿含有建材」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有窯業系サイディングには、「木繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント・けい酸カルシウム板系」の3種類があり、「木繊維補強セメント板系」については、石綿全てを原料としている。
- 2 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。
- 3 石綿セメント円筒の耐火二層管は、排水管、換気管、配電管などに使用されている。
- 4 強雨石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。

問12 「書面調査の実施要領」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 目視調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、書面調査の計画を立てるために行う。
- 2 現地で実際の建材を目視することが最も確実な調査手法であることから、書面調査については省略することもできる。
- 3 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
- 4 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものと限らない。

問13 「図面の種類と読み方」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面なので、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。
- 2 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアしていないが、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- 3 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。
- 4 図面上の情報は、改修作業等の度に更新されるため、現在までの利用過程における改修作業等が反映されている。

問14 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- 2 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
- 3 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- 4 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるが、活用した場合に、調査結果に使用・確認した年月日を記載する必要はない。

【 目視調査の実際と留意点 】

問1 「目視調査の流れ」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。
- 2 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- 3 石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
- 4 目視調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。

問2 「事前準備」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要となるが、調査対象の現場の状況は行ってみないとわからないので、事前に準備する必要はない。
- 2 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS3又はRL3）と同等以上の性能を有するものとする。
- 3 調査時の服装はのポイントは「石綿粉じんからのばく露防止対策」であるが、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- 4 事前調査は、高所であっても危険を伴う作業ではないので、墜落制止用器具を着装する必要はない。

問3 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くに石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
- 2 事前調査では、石綿含有建材はほとんどが建築物の内部に使用されていることから、内部の各部屋から調査を始め、建物の外観は書面調査を行えば特に現地での確認の必要はない。
- 3 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認することは重要である。
- 4 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているが、建築時期が不明なため、石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な参考にはならない。

問4 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 機械室などの現状の仕上げが比較的新しく見えた場合は、間違いなく改修工事があったことの証なので、あえて、関係者等へのヒアリングで確かめる必要はない。
- 2 事前調査で書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
- 3 石綿含有建材の調査を行うにあたっては、石綿含有建材かどうかの判断ができればよいので、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する知識は必要ない。
- 4 試料採取をする際の石綿へのばく露防止対策として、石綿含有建材調査者は必要に応じて適切な保護具を装着するとともに、周囲に人がいないことなどを確認することが重要である。

問5 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 試料採取時は屋内を閉め切り、換気扇は停止する。
- 2 試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないが、防じんマスクのフィルターは、2～3ヶ月に1度程度は交換することが望ましい。
- 3 安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
- 4 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「12カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。

【 目視調査の実際と留意点 】

問6 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録等で「石綿なし」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。
- 2 レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わないこと。
- 3 レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合はない。
- 4 目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、必ず分析を行わないと石綿含有と「みなす」ことはできない。

問7 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。
- 2 石綿含有成形板の裏面確認において、認定番号からは、「不燃」「準不燃」「難燃」の区別はつかない。
- 3 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断するとよい。
- 4 せっこうボードの大半は、裏面に表示あり、メーカーによって一部の記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号（指定番号）、製造工場名、J I Sマーク、製造年などの情報が記載されていない。

問8 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 住宅屋根用化粧スレート的一种であるリブ型スレートを葺いている場合、改修時には元の屋根材を除去せずに、その上に二重に屋根材を葺く場合があるが、新たな屋根材が石綿無含有な場合は、元の材料も石綿無含有であることが多い。
- 2 目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。
- 3 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるが、このような場合の天井ボードの試料採取は「古い方の材料」からだけでよい。
- 4 調査において、同種の建材が繰り返し使われていても、そのことのみを以って同一建材であるかどうかの確認は省略できない。

問9 「試料採取」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 成形板の試料の採取は、試料採取範囲から3箇所を選定して、1箇所あたり100平方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- 2 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
- 3 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所あたり100平方センチメートル程度を目安に試料を採取する。
- 4 厚付け仕上塗材（スタッコ仕上げなど）は、上塗材が必ずある。

問10 「試料採取」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
- 2 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、試料採取時に接着している材料を剥離しておく。
- 3 試料採取にあたって、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。
- 4 複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり手袋を交換する必要はない。

【 目視調査の実際と留意点 】

問11「試料採取」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「建築物石綿含有建材調査者のみの考え方」で、仮決定しておく、その後の調査が円滑に進められることも多い。
- 2 吹付材は、材料組成が「均一」になっている可能性が高いので、代表1か所を採取する。
- 3 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「不均一」になっている可能性が極めて高い。
- 4 吹付け材において石綿の含有率が低い場合は、「石綿無し」と判断できる。

問12「試料採取」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- 2 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000㎡未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の 2 箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- 3 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。
- 4 平屋建ての建築物で施工範囲が3000㎡以上の場合、600㎡ごとに1 箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。

問13「建材の石綿分析」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 定性分析の方法として、「定性分析法 1」及び「定性分析法 2」の 2 種類のみである。
- 2 定性分析法 3 の電子顕微鏡法は、定性分析法 1 または定性分析法 2 を補完するものではなく、定性分析法 3 単独で石綿無しの判定を行うことができる。
- 3 定性分析方法 1 及び定量分析方法 2 は、建材製品、天然鉱物のアスベスト分析には適用できるが、それらを原料としてできた製品中のアスベスト分析には適用できない。
- 4 定性分析方法 1 及び定性分析方法 2 は、“アスベストの含有の有無の判定基準”が異なっている。

問14「建材の石綿分析」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票の作成については、後日、思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。
- 2 部屋別の目視調査個票と、部屋別の写真は別々に取り纏める。
- 3 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
- 4 石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「1.石綿含有の有無」、「2.含有していた場合のリスク」、「3.今後の維持管理の方法」の 3 点を簡潔に説明する必要がある。

【 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 】

問1 「目視調査総括表の記入」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は不明に「○」をする。
- 2 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。
- 3 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
- 4 今回調査箇所欄における棟・階は、多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合（○○棟）に、各棟が同時期に建築され、仕様が同一であればまとめて記載してもよい。

問2 「目視調査総括表の記入」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- 2 目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
- 3 外観の記入においては、外壁の構造の種別に違いはないため、建築物正面側の化粧仕上に注視すればよい。
- 4 部屋ごとの記入における劣化度の判定は石綿含有建材調査者の技術として重要であるが、必須の記入項目ではないので、劣化の程度が判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。

問3 「目視調査個別票の記入」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 調査者の不注意によって入室しなかった部屋と建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、目視していないという結果は同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。
- 2 調査者の不注意によって入室しなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
- 3 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
- 4 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、未調査範囲として再調査することが出来ない。

問4 「調査報告書の作成」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 調査報告書には、調査結果から得られた情報を記載することと、劣化状況による対策の必要性や改修・解体工事時の留意点など建築物所有者が行うべきことについてアドバイスなどを記載する必要はない。
- 2 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
- 3 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているが、分析結果は分析機関に責任があるため、内容についての依頼者への説明は責務の範囲を区別して行うべきである。
- 4 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。

問5 「所有者等への報告」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個別票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- 2 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、現地調査個別票は省略することができる。
- 3 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- 4 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。